

100歳おめでとうございます

次の皆さんが、100歳を迎えられました。
おめでとうございます。



清水 きぬ子 さん
(松井田町二軒在家)



美齊津 サキ子 さん
(松井田町高梨子)

国民年金からのお知らせ

☎高崎年金事務所国民年金課(☎322-4299)

■「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

— 年末調整・確定申告まで大切に保管してください —

国民年金保険料(以下、保険料)を納付した国民年金被保険者宛てに、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下、証明書)が下記のスケジュールで送付されます。届いたら大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

証明書に記載されていない分は、納付した時の領収証書などで補完できます。

なお、証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています(要事前登録)。郵送より早く受け取れ、簡単に確定申告ができるので、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます(郵送はされなくなります)。

対象者	送付方法	送付時期
令和6年1月1日から同年9月30日までの間に保険料を納付した人	電子送付	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
令和6年10月1日から同年12月31日までの間に保険料を納付した人(上記の対象者除く)	電子送付	令和7年1月下旬
	郵送	令和7年2月上旬

※家族の保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができるので、家族宛てに送付された控除証明書を添付し、申告してください

※証明書の照会は、はがきに表示されている電話番号または年金事務所にお問い合わせください

■ 11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構は厚生労働省と協力し、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。また、11月30日は、

自分の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期の生活設計について考える「年金の日」です。この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」のご利用をはじめません

か。ねんきんネットの利用登録やねんきん月間の取り組みについては、日本年金機構HPを確認してください。

